

第24号議案

平成30年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度東大和市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,398,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成31年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 地方譲与税		152,181	△12,797	139,384
	2 自動車重量譲与税	111,335	△12,797	98,538
3 利子割交付金		16,967	13,497	30,464
	1 利子割交付金	16,967	13,497	30,464
4 配当割交付金		81,558	17,930	99,488
	1 配当割交付金	81,558	17,930	99,488
5 株式等譲渡所得割交付金		56,456	58,009	114,465
	1 株式等譲渡所得割交付金	56,456	58,009	114,465
9 地方交付税		2,026,194	△17,908	2,008,286
	1 地方交付税	2,026,194	△17,908	2,008,286
13 国庫支出金		5,966,307	30,035	5,996,342
	1 国庫負担金	5,515,138	30,559	5,545,697
	2 国庫補助金	429,281	△524	428,757
14 都支出金		4,825,292	27,179	4,852,471
	1 都負担金	1,909,397	11,969	1,921,366
	2 都補助金	2,716,650	14,351	2,731,001
	3 委託金	199,245	859	200,104
17 繰入金		939,093	△55,516	883,577
	1 基金繰入金	501,611	△55,516	446,095
19 諸収入		234,850	1,381	236,231
	5 雑入	179,737	1,381	181,118
歳入合計		32,336,958	61,810	32,398,768

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 2,961,201	千円 1,418	千円 2,962,619
	1 総務管理費	2,313,217	1,418	2,314,635
3 民生費		17,424,446	59,894	17,484,340
	1 社会福祉費	6,551,073	2,622	6,553,695
	2 児童福祉費	7,306,988	37,374	7,344,362
	3 生活保護費	3,538,524	19,898	3,558,422
4 衛生費		2,338,264	2,848	2,341,112
	1 保健衛生費	838,894	2,848	841,742
6 農林業費		53,536	2,398	55,934
	1 農業費	53,536	2,398	55,934
8 土木費		1,824,698	△6,976	1,817,722
	3 都市計画費	1,106,895	△6,976	1,099,919
10 教育費		3,173,897	2,228	3,176,125
	4 社会教育費	644,609	177	644,786
	5 保健体育費	594,545	2,051	596,596
歳 出 合 計		32,336,958	61,810	32,398,768

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林業費	1 農業費	被災農業者向け経営体育成支援事業補助	2,398 千円
合 計			2,398

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
市民会館指定管理委託	平成30年度から 平成35年度まで	千円 499,110
在宅サービスセンター指定管理委託	平成30年度から 平成35年度まで	千円 30,000